

- (3) その他事業の企画運営に関する事
- 7 組織委員会は次の会務を行う。
 - (1) 会員拡充に関する事
 - (2) 会員データの追加、修正に関する事
 - (3) その他会員情報に関する事
- 8 広報委員会は次の会務を行う。
 - (1) 環境資源工学会会報の編集と発行、配布に関する事
 - (2) 環境資源工学会ホームページの運営に関する事
 - (3) その他会員等への広報伝達活動に関する事

第7章 資産及び会計

第25条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によるものとする。

第26条 本会の資産は役員会の定めるところにより会長が管理する。

第27条 当年の会計については、年度末及び必要に応じて監事の監査を受ける。

第28条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終えるものとする。

附則

- 1. この改訂会則は、平成27年度通常総会の終結の時より施行する
- 2. 第19条から第22条に定める再選もしくは再任の制限の起点は、平成27年度通常総会の終結の時とする
- 3. 平成27年度通常総会の終結の時の会長、副会長、監事の任期は平成29年度通常総会の終結の時までとする

会則改訂履歴

改訂 昭和52年11月24日	改訂 平成12年4月21日
改訂 昭和57年4月28日	改訂 平成15年4月26日
改訂 平成5年4月28日	改訂 平成21年4月25日
改訂 平成10年4月24日	改訂 平成27年6月27日